

宇部市公共施設使用料の基準

平成 26 年 10 月

宇部市

目次

1 基本的な考え方

1-1 現状と課題	- 1 -
1-2 使用料算定の基本方針	- 1 -
1-3 対象施設	- 1 -
1-4 使用料の算定方法	- 3 -

2 使用料の算定について(詳細)

2-1 施設コストの算出	- 4 -
2-2 目標利用率の設定	- 5 -
2-3 使用料原価の算出	- 5 -
2-4 施設の性質別分類と受益者負担率	- 5 -
2-5 使用料単価の算出	- 7 -
2-6 個々の使用料の設定	- 7 -

3 使用料の算定手順

3-1 1室あたりの使用料算定	- 8 -
3-2 1人あたり等の使用料算定	- 8 -

4 その他

4-1 定期的な使用料の検証	- 10 -
4-2 激変緩和について	- 11 -
4-3 減免制度	- 12 -
4-4 主な利用施設と、それに従ずる施設・設備	- 12 -
4-5 有料イベントに対する料金区分の見直し	- 12 -

1 基本的な考え方

1-1 現状と課題

本市は、地方自治法の「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」に則り施設を整備し、その維持管理に係る経費（施設コスト）を、施設を利用する方からの使用料及び公費により賄っています。

しかしながら、本市における施設使用料の多くは、近隣他市の類似施設等を参考に設定されるなど、施設コストに照らした検討が十分でないこと等から、維持管理費の財源としては不足している状況となっています。

このため、公共施設マネジメント指針を踏まえ、施設の利用者と非利用者ともに理解を得られる合理的な使用料とするため、受益と負担の観点で見直し、使用料の算定に係る統一的な基準を設ける必要があります。

1-2 使用料算定の基本方針

使用料の算定に当たっては、以下を基本方針とします。

① 受益者負担の原則

使用料が施設の維持管理等に要する経費を下回る場合は、その不足分を公費（税金等）で賄うことから、施設を利用しない方にも間接的に負担を課すこととなります。施設コストに対する施設利用者（受益者）の適正な負担率を設定します。

② 算定方法の明瞭化

使用料は、施設利用者の直接的な負担となるため、算定の方法を明確にします。

③ 施設運営の適正化

施設コストに照らした使用料の算定を基本とすることから、コスト削減に努め、施設利用者の負担軽減を図ります。

④ 施設利用の最大化

公共施設マネジメント指針の供給の視点から、施設本来の目的や利用実態を十分に踏まえ、市民が親しみ、愛着を高める施設サービスの供給を図ります。このため、利用率が低い施設や利用者が固定化傾向にある施設については、ニーズに沿って用途を転用するなど利用率・利用者数の増加に向けた改善を積極的に検討します。

1-3 対象施設

本市が保有する施設には、法令等により市が独自に使用料を設定することができないものや、公営企業会計に属し採算性の中で使用料を設定すべきものなど、様々なものがあります。

このことから、施設使用料の統一的な基準を運用する施設は、以下のすべてに適合す

るものを対象とします。

- (1) 公営企業会計以外の会計に属する行政財産
- (2) 主に建物を使用の用に供する施設（ただしスポーツグラウンド等は対象とする）
- (3) 一般の用に供することを目的とする施設
- (4) 市の裁量による使用料の設定・徴収が可能な施設

ただし、適合施設であっても、施設サービスの性格から、統一的基準を運用することが適当でない場合、又はより適正な算出根拠がある場合は、別の方法により、使用料の検証を行うこととします。 また、適合しない施設についても、1-2 使用料算定の基本方針を踏まえ、使用料の適正化に努めることとします。

<対象施設一覧>

利用形態	施設数	基準に適合する施設
市民交流施設	23	東岐波ふれあいセンターほか(22) アクトビレッジおの(1)
教育・文化施設	6	渡辺翁記念会館(1) 文化会館(1) まちなか環境学習館(1) 男女共同参画センター(1) ヒストリア宇部(1) 勤労青少年会館(1)
スポーツ施設	20	恩田運動公園野球場(1) 恩田運動公園陸上競技場(1) 恩田運動公園補助競技場(1) 恩田運動公園水泳プール(1) 西部体育館(1) 武道館(1) 中央公園弓道場(1) 中央公園テニスコート(1) 中央公園アーチェリー場(1) 東部体育広場(1) 東岐波・厚南・黒石・楠体育広場(4) 俵田翁記念体育館(1) 楠若者センター(1) 楠テニスコート(1) 常盤公園サッカー場(1) サンライフ宇部・パルセンター宇部(2)
福祉施設	5	隣保館厚南会館・上宇部会館(2) 総合福祉会館(1) シルバーふれあいセンター(1) 楠総合センター(1)
保健衛生施設	1	火葬場(1)
観光施設	2	楠こもれびの郷(1) 常盤公園（湖水ホールほか）(1)
計	57	

※新たに整備される適合施設も対象とします。

1-4 使用料の算定方法

施設はそれぞれ設置目的や提供サービスが異なります。施設利用者に適正な負担を求めるため、以下により使用料を算定します。

(1) 施設コストの算出

通常の維持管理費、施設サービスに要する人的な経費、土地利用相当費（グラウンド、広場に限る）、及び施設の建築費（大規模修繕を含む）の合計額を、施設の維持管理等に要する経費＝施設コストとして算出します。

(2) 目標利用率の設定

実際の利用状況等を踏まえ、施設の目標利用率を設定します。

(3) 使用料原価の算出

(1)、(2)で算出した施設コストと目標利用率をもとに、1時間・1㎡あたり、又1人あたり等の使用料原価を算出します。

(4) 性質別分類と受益者負担率の設定

各施設サービスを性質別に分類し、施設利用者に負担を求める受益者負担率を設定します。

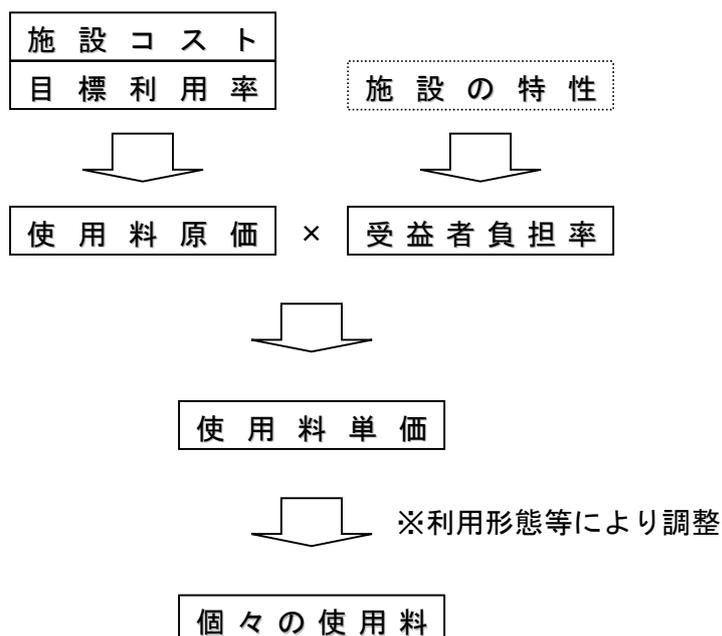
(5) 使用料単価の算出

使用料原価に受益者負担率を乗じて、基準となる使用料単価を算出します。

使用料単価＝使用料原価×受益者負担率

(6) 個々の使用料の設定

(5)で求めた使用料単価を、貸出し対象者、施設利用内容、利用時間帯等に応じて調整し、個々の使用料を設定します。



2 使用料の算定について（詳細）

2-1 施設コストの算出

使用料算定の基礎となる施設コストは、原則、施設運営に係る経常的経費の計上とし、過去2年の実績をベースに算出します。

<経費の説明>

維持管理経費	サービス提供や施設を維持管理するために要する物品の購入や施設修繕等に要する経費です。
建築費等平準化負担費	施設の建築及び大規模修繕（施設の延命化、効用増大にかかる修繕に限る〈概ね1千万円以上〉）に係った市費（市債、一般財源）を30年で除し、1年あたりのコストとして使用料算定に反映します。
人件費	当該施設の維持管理や運営に従事する職員の人件費（給与）です。
土地利用相当費	固定資産税仮評価額から算出した、賃地料相当の経費です。 ※グラウンド・広場に限る。 ※前年度固定資産税仮評価額（円/㎡）×貸付面積（㎡）×4/100

※複数の施設に係る経費を一括して支出するなどの理由により、単位施設ごとの明確な施設コストを区分できない経費（共通的経費）については、それぞれの施設利用者数、業務割合実績等の実情に応じて按分で算出した額を計上することとします。

※指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者が支出した経費と、市が直接支出した経費を合算して計上します。

※使用料に反映すべきでない費用（除外経費）については、施設コストから除くこととします。

<想定される除外経費>

- * 土地取得費
- * 災害などで一時的に発生した費用
- * イベント、講座など一般の施設利用に関連しない事業に要した費用
- * 利用者から実費相当分として負担を求めた電気量等の費用
- * その他施設サービスとは関連しない費用

2-2 目標利用率の設定

①利用率の確認

以下のいずれかの方法を基本に、利用率を算出します。

- ・ 減免等を考慮しない本来の使用料収入 / 徴収可能使用料収入
- ・ (実稼働面積 × 実稼働時間) / (貸出可能面積 × 貸出可能時間)

②目標利用率の設定

<算出した利用率が 50%以上の場合> * 100%を上限とする

利用率 + 10%、50% + 利用率 ÷ 2 のいずれか高い値

<算出した利用率が 50%未満の場合>

利用率 + 10%、25% + 利用率 ÷ 2 のいずれか高い値

※ プール等については、利用人数 × 1.1 により、目標利用者数を設定

2-3 使用料原価の算出

- ① 会議室など、部屋単位で利用するものについては、1 時間 1 m²あたりの原価を算出した上で、面積と時間帯に応じた原価を計算します。

施設コスト ÷ 貸出面積 ÷ 年間開館時間 ÷ 目標利用率 = 使用料原価

- ② プールなど、複数の個人が同時に利用するような施設は、1 人あたりの使用料原価を算出します。

施設コスト ÷ 目標利用者数 = 使用料原価

2-4 施設の性質別分類と受益者負担率

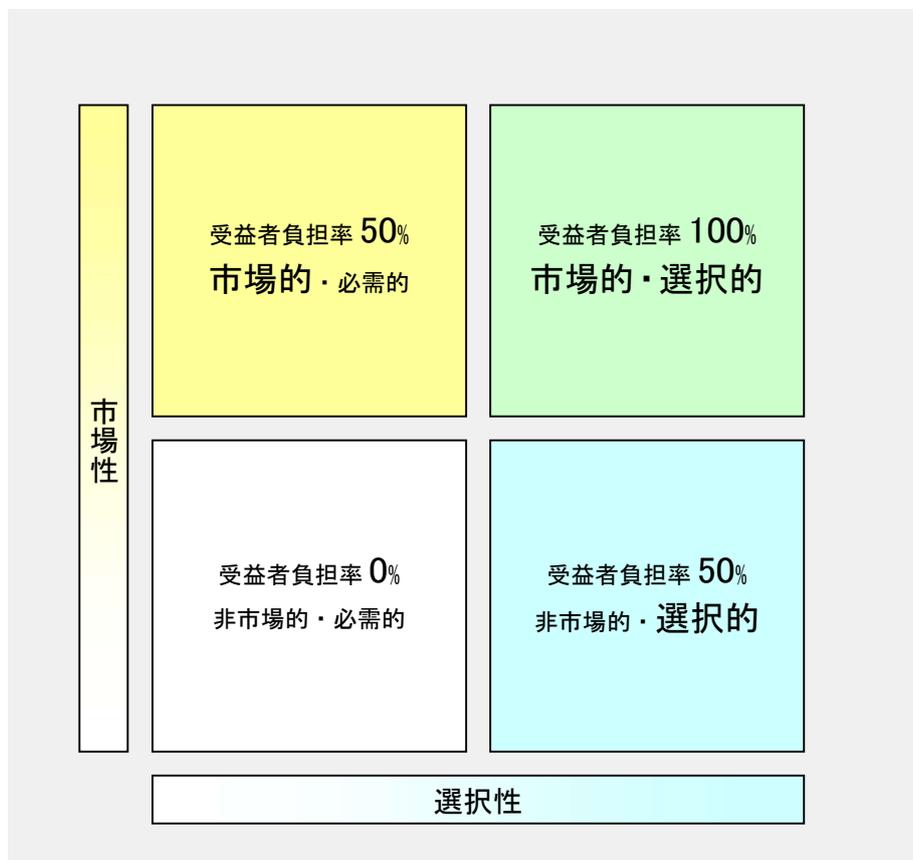
施設はそれぞれ設置目的や提供サービスが異なり、必ずしも、施設利用者が全ての経費を負担することが適当であるとは限らず、その特性により負担率も異なると考えられます。

このため、施設利用者に適正な負担を求めるうえで、施設を「市場性」と「選択性」の二つの観点から性質別に分類し、受益者負担率を設定します。

<性質別分類>

市場的	⇔	非市場的
<p>市場原理の適用により民間で供給可能なサービス</p> <p>※民間により同種又は類似するサービスが提供されている、又は提供可能な施設</p>		<p>市場原理では提供されにくく、行政が提供するべきサービス</p> <p>※民間により、同種又は類似するサービスの提供が無い施設</p>
選択的	⇔	必需的
<p>日常生活により快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービス</p> <p>※個人の価値観や趣味等によって、選択的に利用する施設</p> <p>※一部の限られた市民の利用が主と見込まれる施設</p>		<p>日常生活上必要とされる基礎的なサービス</p> <p>※市民が生活水準を確保するために利用する施設</p> <p>※社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設</p> <p>※世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設</p> <p>※同種又は類似する施設がなく、かつ、政策的な観点から必要性が高い施設</p>

以上各種サービスを組合わせ、分類し、受益者負担率を以下のとおり設定します。



2-5 使用料単価の算出

2-3 で算出した使用料原価に 2-4 で設定した受益者負担率を乗じて、使用料の基準となる使用料単価を算出します。

$$\text{使用料原価} \times \text{受益者負担率} = \text{使用料単価}$$

2-6 個々の使用料の設定

2-5 で算出した使用料単価をもとに、必要な場合は、貸出し対象者、利用形態、利用時間帯等に応じた調整を行い、個々の使用料を算出します。

<調整の基準>

① 時間帯別、休日等の調整

人件費や光熱水費、管理委託にかかる経費などが、時間帯、休日等で異なる場合で、利用者の分散化を図るなど、時間帯別、休日等の使用料を設定する必要がある場合については、利用実態、経費の負担割合等を勘案し調整することとします。

※時間帯別・・・3区分（午前・午後・夜間）

2区分（日間・夜間）

② 大人と小人の調整

必要に応じて、大人（〇〇才以上）と小人（〇〇才以下）とを区分して使用料を設定することとします。

③ 入場料等を徴収する場合の調整

一般の利用に配慮するため、入場料を徴収する場合や、営利活動を行う場合については、使用料の割増しを行うことができることとします。

④ 特定利用者の調整

施設の特性（地域性、用途等）によって、特定の個人、団体等による本拠地的（定期的、継続的）な利用を認める場合は、一般利用を制限することになることから、使用料の割増しの措置等を講じることができることとします。

例) 同一団体が年間を通して週3日の頻度で施設を利用

使用料の加算等 ……通常の使用料単価の3割増し

+定期的な清掃活動など地域貢献活動

3 使用料の算定手順

3-1 1室あたりの使用料算定

A : 過去2年の実績をもとに施設コスト（年間）を算出

$$\text{施設コスト（年間）} = \text{維持管理経費} + \text{建築費等平準化負担費} + \text{人件費} \\ + (\text{土地利用相当費}) - \text{除外費用}$$

B : 施設全体の貸出面積

C : 施設の年間開館時間

D : 目標利用率

E : 使用料原価 = $A \div (B \times C \times D)$

F : 使用料単価 = E × 受益者負担率

G : 個々の使用料 = F × 貸出面積 × 貸出時間 × $\alpha \pm \beta$

※貸出しの形態等によって必要な調整（ α 、 β ）を行い、個々の使用料を設定します。

【具体例】 大会議室：施設面積：300 m²

a : 施設コスト：13,779 千円

維持管理経費 3,766 千円、建築費等平準化負担費 9,192 千円、人件費 821 千円

除外費用 0 千円

b : 施設全体の貸出面積：700.00 m²

c : 施設の年間開館時間：4,511 時間

d : 目標利用率：78.0%

※利用率 56% の場合 … $56 + 10 = 66 < 50 + 56 \div 2 = 78 \Rightarrow 78.0\%$

e : 使用料原価：13,779 千円 $\div (700 \text{ m}^2 \times 4,511 \text{ 時間} \times 0.78) = 5.6 \text{ 円} / \text{m}^2 \cdot \text{h}$

f : 使用料単価：5.6 円 $\times 100\%$ （受益者負担率） = 5.6 円 / m² · h

g : 個々の使用料：5.6 円 / m² · h $\times 300 \text{ m}^2 \times 6 \text{ 時間} \times 1 \pm 0 = 10,080 \text{ 円} \approx 10,000 \text{ 円}$

（一般利用： $\alpha = 1$ 、 $\beta = 0$ ）：10,000 円 $\times 1 = 10,000 \text{ 円}$

（入場料等を徴収する場合： $\alpha = 1.2$ 、 $\beta = 0$ ）：10,000 円 $\times 1.2 = 12,000 \text{ 円}$

3-2 1人あたり等の使用料算定

A : 過去2年の実績をもとに施設コスト（年間）を算出

$$\text{施設コスト（年間）} = \text{維持管理経費} + \text{建築費等平準化負担費} + \text{人件費} \\ + (\text{土地利用相当費}) - \text{除外費用}$$

B : 目標利用者数

C : 使用料原価 = $A \div B$

D : 使用料単価 = C × 受益者負担率

E : 個々の使用料 = $D \times \alpha \pm \beta$

※貸出しの形態等によって必要な調整 (α 、 β) を行い、個々の使用料を設定します。

【具体例】プール

a : 施設コスト : 22,685 千円

維持管理経費 16,410 千円、建築費等平準化負担費 4,046 千円、人件費 1,107 千円

土地利用相当費 1,122 千円、除外費用 0 千円

b : 目標利用者数 : 22,000 人 = 利用者数 20,000 人 \times 1.1

※小人料金を大人料金の半額とし、大人 12,000 人、小人 16,000 人の利用の場合、

利用者数 20,000 人 = 大人 12,000 人 + 小人 16,000 人 \times 0.5

c : 使用料原価 : 22,685 千円 \div 22,000 人 = 1,031 円 / 人

d : 使用料単価 : 1,031 円 / 人 \times 100% (受益者負担率) = 1,031 円 / 人 \approx 1,000 円 / 人

e : 個々の使用料 (大人) : 1,000 円

(小人) : 1,000 円 \times 0.5 = 500 円

4 その他

4-1 定期的な使用料の検証

施設の利用状況や維持コストは、社会経済環境の変化によって変動します。

このため、公共施設マネジメントによる施設サービスの必要性、効率性等の評価にあわせ、現行使用料の適否についても、定期的に検証することとします。

使用料の検証は、原則、宇部市総合計画実行計画の各計画開始年度の前年度に行い、使用料の見直しを行う場合は、周知期間を経て施行することとします。

また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理の更新にあわせて見直しを行うこととします。

<既に徴収している使用料の見直し判断>

既に使用料を徴収している施設については、性質別分類による受益者負担率と、施設コスト、目標利用率等から算出する目標収支比率との比較により、見直しの要否を判断します。

① 性質別分類による受益者負担率・・・(A)

② 目標収支比率・・・(B)

(会議室等) = 徴収可能使用料収入 × 目標利用率 / 施設コスト

(プール等) = 現行使用料単価 × 目標利用者数 / 施設コスト

③ 目標収支比率 (B) が受益者負担率 (A) ±10%の範囲内であれば現行使用料は妥当と判断し、見直し不要。そうでない場合は、前述の算定手順にしたがい、新たな使用料を設定。

その場合の使用料の改定率は、基本的に (A) ÷ (B) となる。

<評価・検証フロー>

年度	実行計画				
	n-1	n	n+1	n+2	n+3
公共施設評価	【5～6月】 公共施設カルテ(維持管理費等基礎情報)の整理				【5～6月】 公共施設カルテ(維持管理費等基礎情報)の整理
	【7～8月】 公共施設カルテ(施設の必要性、利用状況、効率性等を評価)の整理				【7～8月】 公共施設カルテ(施設の必要性、利用状況、効率性等を評価)の整理
	【8月～】 施設サービスの見直し(施設の統廃合、保全、効率化)確認、議会等諸準備				【8月～】 施設サービスの見直し(施設の統廃合、保全、効率化)確認、議会等諸準備
使用料の検証	【8月～】 過去2年の実績をベースとした使用料の算出→見直し確認、議会等諸準備	実行計画・行革プラン等へ反映	施行		【8月～】 過去2年の実績をベースとした使用料の算出→見直し確認、議会等諸準備
条例改正	条例改正を議会に提案				条例改正を議会に提案
住民周知	施設サービスの見直し、使用料見直しを住民周知				施設サービスの見直し、使用料見直しを住民周知

4-2 激変緩和について

使用料の見直しは、市民生活に直結しており、急激な負担の増加は、施設利用の低下等により公共施設の有効活用を阻害するおそれがあるとともに、施設の収支バランスを悪化させるおそれがあります。

このため、激変緩和措置として、使用料の見直しは概ね1.2倍の範囲とし、次期検証に向けて利用状況等を十分注視することとします。

なお、以下の場合、見直しを保留・調整することとします。

- ① 周辺自治体の類似施設より著しく高額となることで、利用率の低下を招くおそれがあると見込まれる
- ② 高額、あるいは低額となることで、他の類似施設とのバランスが著しく損なわれることが見込まれる
- ③ 施設の維持管理費等の減や、利用状況の改善など、施設の収支バランスが次年度から著しく好転することが見込まれる

- ④ 施設の特性や政策的な見地から、使用料の見直しが適当でないと判断される特別な事由がある

また、新たに使用料を導入することで、本来の施設の設置目的が損なわれる場合や、施設の収支バランスが悪化するおそれがある場合は、導入を行わないこととします。

4-3 減免制度

使用料の減免は、施設利用率向上による市民力の高まりをはじめ、元気都市を目指したまちづくりの振興や、社会的弱者に配慮するための特例的措置ですが、その運用に当たっては、受益と負担の公平性を十分考慮する必要があります。

このため、制度設定においては、その基準を明確にし、厳格な執行に努めることとします。

<まちづくりの振興による減免>

市が共催又は後援する行事については、以下のとおり減免措置します。

- ・ 共催 ～ 減免率 100%
- ・ 後援 ～ 減免率 30%

<各施設の事情による減免>

施設の設置目的に応じた個別事情により、要件等を明確にし、100%、50%、30%の減免率を適用します。

4-4 主な利用施設と、それに従ずる施設・設備

スポーツ施設など、主な利用施設と、それに従ずる施設（ロッカールーム、会議室等）が混在する場合は、主な利用施設を対象に使用料を算定することとし、従ずる利用施設については、別途使用料を設定することとします。

4-5 有料イベントに対する料金区分の見直し

入場料、会費等を徴収する施設利用については、負担軽減による利用率の向上を図るため、料金区分の適正な設定に留意します。

【実施例】渡辺翁記念会館（大集会堂）

イ	入場料、会費等 500 円未満	→	入場料、会費等 500 円以下
ロ	500 円以上 1000 円未満		501 円以上 1000 円以下
ハ	1000 円以上 2000 円未満		1001 円以上 2000 円以下
ニ	2000 円以上		2001 円以上